

十和田市消費生活センターと消費者行政の推進について

近年、情報通信技術の進展、商品・サービスの多様化・高度化をはじめ、成年年齢の引下げ等により、消費者問題は多岐にわたりかつ複雑化しています。それに伴い、特殊詐欺や悪質商法などの手口なども巧妙化し、あらゆる世代で多種多様な消費者トラブルが発生しております。

市では、こうした消費者問題に対応するため、十和田市と近隣2町(六戸町、七戸町)による協定に基づき、平成27年4月1日から広域的な消費生活相談機関「十和田市消費生活センター」を設置し、消費生活に係る相談、助言、あっせん等を実施しているほか、消費者トラブルを未然に防ぐため、広報等による情報提供や注意喚起、出前講座での消費者教育にも取り組んでおります。

今後も、相談体制の維持、強化に努めるとともに、住民の皆様の安全・安心な消費生活の実現を図るため、消費者行政の推進に力強く取り組んでまいります。

令和6年12月

十和田市長 小山田 久